

Monthly Note

2021年8月号 Vol.174

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/シンポジウム・研究会等
各種共済保険
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

CONTENTS

- 大雨により被害を受けられた皆さまへ …………… P1
- 近年の「風水害」に対する保険金お支払い状況 …………… P2
- 法人火災共済保険(オフィスガード)のご請求にあたって …………… P2
- 「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告会」を開催 … P3
- 新型コロナウイルスに関する税の動向等について …………… P4

大雨により被害を受けられた皆さまへ

大雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当協会の法人火災共済保険(オフィスガード)をご契約いただいている団体で、建物等に被害を受けられた場合は下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、自治体提携慶弔共済保険のご契約者(会員)は、会員となっているサービスセンター、互助会、共済会等へ被害状況をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、各種共済保険の保障内容に関しましては、当協会のホームページ(相互扶助事業ページ)でもご覧いただけます。

<建物等への被害に関する被災受付・お問い合わせ>

全労済協会 共済保険部 TEL 03-5333-5128

<受付時間>

平日 9:00～17:15

<修理や片づけを進めるときのご注意>

修理や片づけを進める場合は、被害箇所の写真の撮影をお願いします。

※写真を撮影いただく場合は、「被害を受けた建物や家財の全体(建物の場合は建物の全景写真)」と「損傷箇所が確認できる写真」があると審査がスムーズです。

※被害箇所の写真は、後日、修理のお見積書などと一緒にご提出をお願いします。

<保険金のお支払いについて>

保険金のお支払いについては、請求書類ご提出の後に当協会にて審査のうえ、お支払いの可否について判断をさせていただきます。

また、お支払いする保険金は被害状況および契約内容によって、実際の修理額と異なる場合がございます。あらかじめご了承ください。

<各種保障のご案内>

全労済協会相互扶助事業ページ

全労済協会 相互扶助

検索

近年の「風水害」に対する保険金お支払い状況

毎年、夏から秋にかけて台風などにより、日本列島各地に集中豪雨や土砂災害、河川の氾濫などの災害が多発して、甚大な被害が発生しています。

この機会に建物や動産の保障の点検をしてみてもはいかがでしょうか。全労済協会では、風水害に対する保障商品として「法人火災共済保険〈オフィスガード〉」をご用意しています。ぜひご検討ください。

近年の法人火災共済保険〈オフィスガード〉の主な風水害保険金お支払い実績は下表のとおりです。

発生時期	原因	保険金
2018年9月	台風21号	2,640万円
2018年9月	台風24号	1,160万円
2019年9月	台風15号	1,110万円
2019年10月	台風19号	4,910万円
2019年10月	台風21号 (千葉豪雨を含む)	1,320万円
2020年7月	令和2年7月豪雨	1,950万円
2020年9月	台風9号	90万円
2020年9月	台風10号	190万円



全労済協会 相互扶助

検索

法人火災共済保険〈オフィスガード〉のご請求にあたって

法人火災共済保険〈オフィスガード〉にご契約いただいている建物などが被害を受けた際の保険金のご請求手続きについてご案内いたします。

【ご請求時に必要な書類等】

1. 保険対象の損害や費用等を証明する書類

- (1) 損害等の発生を示す書類（書類例）
 - ・ 公的機関が発行する（罹災証明書、事故証明書）
 - ・ 被害箇所や被害状況、場所の分かる写真
 - (2) 損害の額等を示す書類（書類例）
 - ・ 修理見積書、損害明細書、請求明細書（各原本）
 - ・ 修理不能証明書（修理不能で買い替えが必要な場合）
- なお、リースやレンタル等の所有権の無いものは対象外となります。



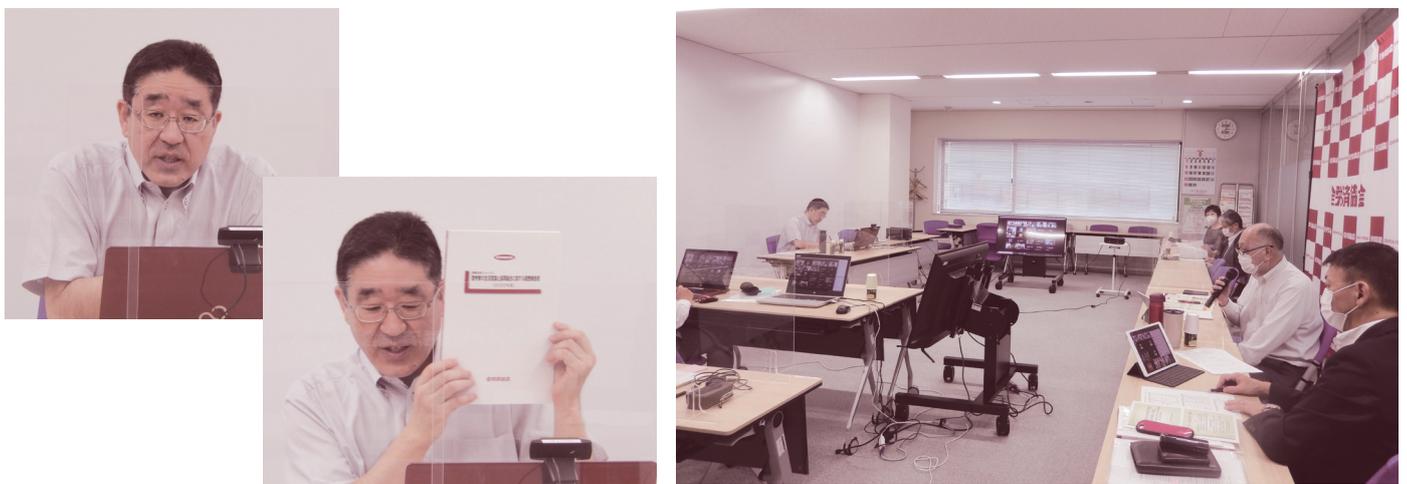
「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告会」を開催

当協会では、明治大学政治経済学部教授 大高研道 氏にご協力をいただき、2020年10月にインターネットで実施した「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」の結果をとりまとめ、2021年7月に調査報告書を発刊しました。

調査報告書の発刊にあわせて2021年8月17日（火）に、「協同組合の認知度の現状と協同労働の可能性－『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2020年版>』概要－」と題してオンラインによる報告会を開催しました。

当日は執筆者の大高研道氏からアンケート調査結果の特徴点と注目度が高い「労働者協同組合法」についてもご紹介をいただき、協同組合を取り巻く状況について理解を深めることができました。

報告会には、当協会の理事・監事・評議員、関係諸団体から約40名の皆さまにご参加をいただきました。



調査報告書のダイジェスト版「5つのトピックス」を作成しました

5つのトピックス

1. 暮らしに対する考え方に大きな変化はないが、昨年との比較や今後の見通しでは悲観的
2. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）地域活動・市民活動への影響大
3. 助け合いは大切だと思う、でも他者に頼ることはできない
4. 協同組合としての認知度は低い ただし、多くの人びとはその理念に共感
5. 協同組合に期待する活動・サービス、今後の協同組合への期待



■「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2020年版>」、「5つのトピックス」については、当協会のホームページでご覧いただけます。

また、調査報告書につきましてはお申し込みも可能です。

全労済協会 調査報告書

検索

新型コロナウイルスの発生から既に1年余りが経過しており、この間、企業の業績悪化、国・都道府県の給付金等の支給およびテレワークへの移行等があります。

従来とは異なる社会環境が進行しており、税に関わる事項について新聞報道等を含め説明いたします。

1. 法人税法上の大企業から中小法人へ(資本金1億円に減資)

収益が悪化している法人税法上の大企業(資本金1億円超)では減資を行い、中小法人(資本金1億円以下)へ移行し、税金の軽減措置の適用を受ける法人が増加傾向と報道されています。

中小法人に係る法人税の課税では、次の軽減措置を始め様々な特例が設けられています。

(1) 法人税率の適用(所得金額800万円以下は軽減税率15%)

- ① 資本金1億円超および相互会社: 全所得に対し23.2%
- ② 資本金1億円以下: 所得800万円以下15%、800万円超23.2%

(2) 交際費等の損金算入

① 原則(全ての法人に適用)

交際費等の額のうち接待飲食費の50%を超える金額は、損金不算入とされます(50%相当金額のみ損金算入)。

② 中小法人の特例

上記「①原則」以外、次のいずれかによります。

- ア. 年間の交際費等の額 ≤ 800万円の場合
交際費等の額は、全て損金算入となります。
- イ. 年間の交際費等の額 > 800万円の場合
交際費等の額800万円を超えた金額が、損金不算入となります(800万円までは損金算入)。

(3) 欠損金の繰越控除と繰戻し還付

法人税の確定申告書(青色申告)提出に係る欠損金の繰越控除と繰戻し還付は次のとおりとなります。

① 欠損金の繰越控除(控除期間10年間)

各事業年度開始前10年以内に開始した事業年度で生じた欠損金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入され法人税等の負担を軽減することができます。

② 欠損金の繰戻し還付(還付期間1年間)

当期に生じた欠損金(赤字)を前期所得(黒字)に繰戻して(課税所得の減少)、前期に納税した法人税額を限度として、還付の適用を受けることができます。

(注) 令和2年度の税制改正および新型コロナ特法(略称)

資本金1億円超~10億円以下の法人についても、令和2年2月1日~令和4年1月31日までの間に終了する事業年度で「②欠損金の繰戻し還付」の適用が可能となりました。

2. 月次支援金の実施(経済産業省:中小企業庁)

昨年、国民一人ひとりへ一律10万円の給付金(特別定額給付金)が支給され、その後、厚生労働省の事業者への雇用調整助成金など公的機関の支援が続いています。

経済産業省(中小企業庁)では、中小法人・個人事業者の一時支援金制度を実施し、2021年4月以降は月次支援金として次の支援を行っています。

なお、申請に際しては、一時支援金事務局が登録した登録確認機関(税理士等)の申請要件等の事前確認が必要となります。

(1) 月次支援金の概要

2021年4月以降実施の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、ひと月の売上が50%以上減少した者に対し月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しの取組みを支援します。

(注) 詳細は「経済産業省 月次支援金」HPを参照ください。

(2) 月次支援金の給付要件

- ① 対象月の緊急事態措置またはまん延防止措置に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響を受けていること。
- ② 2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少していること。

(3) 月次支援金の給付額

給付額は次の「①-②」の金額で、ひと月の給付限度額は、中小法人等20万円・個人事業者等10万円となります。

- ① 2019年または2020年の基準月の売上金額
- ② 2021年の対象月の売上金額

(4) 対象月と基準月(売上が50%以上減少した月の把握)

2021年4・5・6月(対象月)の売上が、2019年または2020年の同月(基準月)比で50%以上減少した2021年の月となります。

(5) 申請受付期間(2021年4月・5月・6月分の支援金)

- ① 4月・5月分の受付期間 2021年6月中下旬~8月中下旬
- ② 6月分の受付期間 2021年7月1日~8月31日

3. 令和3年分の路線価(全国平均6年ぶりに下落)

国税庁が7月1日に発表した令和3年分の路線価(1月1日時点)は、全国平均で前年比0.5%減と6年ぶりに下落しました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、これまで地価の上昇傾向に大きく貢献してきた訪日客の激減と不動産取引が停滞したことが要因と報じられています。

土地の価格(評価)は、一物五価とも言われていますが路線価の概要等は次のとおりとなります。

(1) 路線価(相続税・贈与税、固定資産税で使用)

道路に面した土地の評価額(路線価)は、次の2種類「相続税路線価」と「固定資産税路線価」があります。

- ① 相続税路線価は、相続や贈与により取得した土地の評価額(相続税・贈与税)で使用します。
- ② 固定資産税路線価は、市町村が課税する固定資産税(土地)で使用します(令和3年度は土地の評価替え、3年に1度の基準年度に該当します)。

(2) 公示価格(地価公示法)

毎年1月1日時点の正常価格を2名の不動産鑑定士の鑑定等により決定した価格で、国土交通省が毎年3月下旬ごろに発表する価格で、民間の土地取得の指標とされています。

(3) 実勢価格(実際の売買価格)

近隣物件の販売状況等、実際に売買される価格で日々変動し、実際の土地取引では、路線価や公示価格よりも実勢価格が重視されるとも言われています。

4. 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税)

国からの出勤自粛要請およびテレワークの推進等を受けて、勤務先等へ出勤せず、自宅等で仕事をする方が増加しています。

このような状況を踏まえ、国税庁では令和3年1月「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」等を発出しています。

FAQでは、在宅勤務手当等次の項目が掲載されていますので、詳細は国税庁HPを参照ください。

- 1. 在宅勤務手当
- 2. 在宅勤務に係る事務用品等の支給
- 3. 業務使用部分の精算方法
- 4. 通信費に係る業務使用部分の計算方法
- 5. 通信費の業務使用部分の計算例
- 6. 電気料金に係る業務使用部分の計算方法
- 7. レンタルオフィス